

令和6年度 事業計画書

小多機 癒庵

基本理念

「住み慣れた地域の中で、最後までその人らしい暮らしを実現する」

経営理念

～ 先義後利 ～

「先も立ち、我も立つことを思ふなり」

正直・勤勉・儉約に励み、お客様本位の良いサービスを提供するのが商売の基本であり、商売で儲けるためには何よりもお客様の「心にかなう」事を第一に考えなくてはならない。

「顧客重視」「顧客満足」「事業の主役は顧客である」

商売で儲けたお金は、けっして自分の所有物ではなく、最終的には「世のため、人のため」に役立てなくてはならない。

「はたを楽にする」

また、働くというのは「はたを楽にする」行為であるという言い方が日本にはあり、労働や勤勉はけっして報酬を得るのが目的ではなく周囲の人を楽にするー 親の安楽や、家族の幸せなどに奉仕することに最大の価値がある。そして、そのことが自分の喜びや安らぎとなって返ってくる。

つまり、仕事というのは一人前になるための修行であり、心を磨いて、威儀や礼儀を備えた一個の人間として成長する人格形成のための手段である。

「価格で売るのでなく、価値で売れ」

他にはない、手の届かないサービス、貨幣には代えられないサービスに価値をおく。

令和6年度スローガン

「『役割』をデザインする」

介護保険制度下では、「尊厳の保持」と「自立支援」を大きな目的として支援することが求められている。その反面、業務効率化やリスクマネジメントなどの観点から、無意識に利用者の役割を奪ってしまっている懸念がある。令和5年度は、今一度原点に立ち返り、生活のすべての場面で、利用者の役割を創出することを大前提に日々の生活をデザインする。

1. 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスの提供に努めるよう以下の取り組みを行います。

1-1 法人理念の浸透

日々、理念を意識し、業務にあたる事が出来る環境を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 法人理念の掲示
- ・ 理念に関する研修の実施（年1回及び中途採用時）

1-2 職員に対する倫理教育の徹底

職業倫理の重要性を理解するための機会を設けます。

《具体的な取り組み》

- ・ 職業倫理に関する研修会の実施（年1回及び中途採用時）

1-3 同意に基づくサービス提供の重視

明瞭な説明を心がけ、同意に基づくサービスを徹底します。

《具体的な取り組み》

- ・ 可能な限り、書面に基づいた説明を実施する。

1-4 苦情相談受付・解決体制の整備

苦情や相談に関する受付・解決体制を整備します。

《具体的な取り組み》

- ・ 受付担当者や第三者委員その他公的苦情受付機関の掲示
- ・ ご本人、ご家族に対するアンケートの実施
- ・ 苦情相談対応委員会が中心となり、苦情相談対応に関する情報の周知、研修会の企画、受け付けた苦情や相談に対する原因の究明、対策の検討。

1-5 個人情報保護体制の整備

個人情報保護方針に則り、適切な管理を行います。

《具体的な取り組み》

- ・ 職員採用時、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。

- ・ 個人情報保護に関する研修の実施（年1回その他必要時）

2. サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めるよう以下の取り組みを行います。

2-1 身体拘束・虐待の防止

身体拘束・虐待防止の為に必要な体制整備や研修等を企画、実施します。

《具体的な取り組み》

- ・ 身体拘束虐待防止担当が中心となり、身体拘束虐待防止に関する情報周知、啓蒙活動。
- ・ 身体拘束虐待防止研修会の実施（年2回その他必要時）
- ・ 法人内外の身体拘束虐待防止研修会への職員派遣
- ・ 身体拘束虐待防止に関する当事業所の取り組み周知（年6回・運営推進会議開催時）
- ・ 定期的な不適切なケアの事例検討。（研修時）
- ・ 職員面談等により、職員に過重な業務負担が課せられていないか確認する。（年2回その他必要時）

2-2 利用者個別ケアの実践

個別ケアを正しく理解し、適切に実践します。

《具体的な取り組み》

- ・ 個別ケアを実践する為のツールの適切な運用と定期的な見直し。（ケアプラン更新時その他必要に応じて）
- ・ 利用者が望む暮らしを継続できるよう、「個」に焦点を当てたアセスメントをもとに、現在の暮らしを検証し、本人が望む暮らしが営めるよう支援します。
- ・ 暮らしの基本である、「食べて」「出して」「寝る」「入浴する」ことが通所・宿泊時のみならず、自宅において適切に行えることを目的としてケアを組み立てます。
- ・ 専門職間の協働と連携により、利用者主体のケアを提供する為、ケアプラン更新時に限定せず、定期的なケアカンファレンスを実施する。（月1回以上）
- ・ 「サービス自己評価表」を活用し、サービスの質の評価を行う。（年1回）

2-3 食事の充実

食の基本である「美味しく・楽しく食べること」そして「安全に」を目的とした食事を提供するため、以下の取り組みを行います。

《具体的な取り組み》

- ・ 日々の食事及び行事食等、利用者の視点に立ち、職員会議内で食事に関する検討を行う。(月1回、職員会議時)
- ・ 利用者の状態に合わせた多様な食形態を可能な限り提供する。
 - 1) 常食
 - 2) お粥(半・全・ペースト)
 - 3) 一口大
 - 4) 刻みあんかけ(やわらか食)
 - 5) ソフト食
 - 6) 療養食
 また、重度化により食形態がダウンしても、常食と同様の味や質等が担保されるよう配慮する。
- ・ 所管の保健所との連携をはかり、食中毒事故が発生しないよう衛生管理の充実を図る。
- ・ 日々の献立について、利用者に聴き取り調査を行い、職員会議で検討する。(年1回)

2-4 機能訓練の充実

日常生活を営むのに必要な機能を改善もしくはその減退を予防する為に必要な機能訓練体制を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 主治医等関連職種と連携し、ケアワーカーによる生活リハビリを中心とした残存機能の活用と維持を行います。

2-5 看取り介護実施体制の整備

「自分らしい最期」を迎える為の選択肢として、「自宅で最期を迎える」ことが出来る体制を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 看取り介護指針を作成の上、看取り介護体制を整備し、適宜実施する。

2-6 認知症ケアの推進

専門的な知識・技術を伴った認知症ケアを提供する為に、以下を実践します。

《具体的な取り組み》

- ・ 認知症ケアに関する情報共有や、学ぶ機会を設定する。(月1回以上)
- ・ 事業所における認知症ケアの推進の中心を担う担当者を設ける。
- ・ 地域における認知症ケアの推進に寄与する様々な活動を行う。
- ・ 認知症評価スケール(HDS-R、MMSE、NMスケール等)を用い、客観的な認知機能評価を行う。
(ケアプラン更新時及び必要に応じて)
- ・ 事業所を利用する認知症高齢者にとっての望ましい環境について、その考え方や具体的内容を示し

た指針である P E A P を用い環境整備を行う。(年 1 回)

2-7 職員の教育、研修の充実

職員の専門知識の習得、技術の向上のために、人材育成推進担当者が中心となり、以下を実践します。

《具体的な取り組み》

- ・ 体系的な教育・研修プログラムを策定し、実施します。(別紙参照)
- ・ 新規、中途採用者に対しての現場研修(OJT)に係る指標を作成し、研修の標準化を図る。
- ・ 職員個別の研修計画を立案する。
- ・ 事業所内研修については、より実践に結びつく内容とする為、事例検討を中心に行う。

～事業所内研修～

採用時研修・個人情報プライバシー保護研修・権利擁護研修(成年後見・任意後見等)・緊急時の対応研修・相談苦情対応研修・口腔ケア研修・経営理念、職業倫理研修・リスクマネジメント(事故予防・対応)研修・交通安全研修・研修復命報告会・身体拘束虐待防止研修・認知症ケア研修・看取り介護関係研修・救急救命講習会・感染症予防対策研修会(食中毒・インフルエンザ・ノロウイルス)・認知症ケア研修・その他必要に応じて

～事業所外研修～

介護初任者研修(実務者研修)・認知症介護実践者研修(リーダー研修)・認知症介護基礎研修・認知症ケア学会主催研修・その他随時

2-8 職員参加による業務改善、ケア改善、環境整備等の取り組み

以下の会議・委員会・カンファレンスにて随時、検討を行い、全体で事業所運営全般の改善、環境整備に取り組みます。

《会議》

- ・ 職員会議
全職員が参加対象となり、事業所運営についての幅広く意見を集める場とします。(月 1 回)
- ・ 事業所内ケアカンファレンス
全職員が参加対象となり、利用者のケアについて、情報共有とサービスの質向上についての幅広く意見を集める場とします。(月 1 回)
- ・ ケアカンファレンス
よりよいケアのために本人、家族、職員、その他関係者が、情報の共有や共通理解を図り、課題の解決を検討します。(ケアプラン更新時及び必要時)
- ・ 防災会議
事業所内防災に関する事項を取り上げます。(避難訓練実施後)

《委員会・担当者会議》

委員会は、以下の通り開催する。担当者会議は、月に1回以上、各担当者与管理者若しくは介護支援専門員が話し合いの上、取り組みを行い、その内容を会議等で周知する。

- ・ 事故防止対策担当

毎月のひやりハットの統計と傾向を取りまとめ、事業所全体に周知します。また、事故発生時には、検討会議を開催し、事故再発防止策を立案します。

- ・ 身体拘束虐待防止委員会

事業所内で身体拘束や虐待行為、不適切なケアがなされていないかを確認します。また、身体拘束、虐待防止に向けた啓蒙活動を行い、共通の知識・意識をもちながら「拘束ゼロ」を継続してきます。

- ・ 相談（苦情）対応委員会・担当

生活要望や苦情ひやりハットの検討など利用者やご家族の声をサービスに結びつける取り組みを行ないます。また、苦情が発生した場合には、法人苦情解決の手順に則り適切に対応し、苦情解決に努めます。

- ・ 感染症対策委員会（3か月に1回その他随時）・担当

最新の情報による感染症マニュアルの作成と見直し、感染症の予防と発生時の対応について検討します。

- ・ 人材育成担当

事業所内において、体系的な研修の企画・実施を行います。新任教育システムの構築、実習生受け入れ体制の整備を行います。

- ・ 衛生推進担当

職員の労働に係る安全衛生を推進する為の取り組みを行います。

- ・ サービスの質向上推進担当

サービスの質向上に資する取り組みについて企画、調整、実施する。

- ・ 共生型社会推進担当

小規模多機能型居宅介護支援事業所が持つ設備やマンパワーを地域へ還元し、共生型社会の推進に主体的に関わるよう取り組みます。

- ・ 防災対策委員会・担当（半年に1回その他随時）

当事業所における防災対策の総合的な推進を図るため、管理者を委員長とする防災対策委員会を設けます。

～防災対策委員会の任務～

- 1) 防災計画の改廃に関する事
- 2) 防災関係諸規程等の整備に関する事
- 3) 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関する事。
- 4) 防災訓練に関する事
- 5) 防災教育及び防災の広報に関する事
- 6) 前各号に定めるもののほか、防災上必要な事項

- ・ 認知症ケア推進担当

専門性の高い認知症ケアを推進する為に必要な取り組みを行います。

2-9 サービスの自己点検

小規模多機能型居宅介護サービスの正しい実践、事業所サービスの基本的事項、事業の管理・運営、サービス提供体制、サービス提供内容等について検討、改善、公表を行い、サービス水準の向上に努めます。

《具体的な取り組み》

- ・ 介護サービス自己評価（年1回）
- ・ 介護保険事業所自己点検表（年2回）
- ・ サービス情報公表（年1回）

2-10 リスクマネジメント体制の構築

利用者様が安全、安心な生活を送ることが出来るよう体制整備、各種研修を実施します。

《具体的な取り組み》

- ・ 各種会議、委員会、担当が連携して多角的なリスクマネジメントを実践します。
- ・ リスクマネジメントに関連した以下研修を実施します。
 - 1) 緊急時の対応研修
 - 2) リスクマネジメント研修（介護事故予防研修）
 - 3) 感染症予防研修
 - 4) 相談苦情対応研修
 - 5) 個人情報保護研修
 - 6) プライバシー保護研修
 - 7) 高齢者虐待・身体拘束防止研修
 - 8) 権利擁護研修
 - 9) その他必要に応じて

2-12 口腔ケアの積極的な推進

利用者の口の病気を防ぎ、高齢者に多い誤嚥性肺炎を予防し全身の健康を保持増進させるため以下の取り組みを行います。

《具体的な取り組み》

- ・ 協力歯科医療機関との連携による適切な歯科診療、口腔衛生の実践。
- ・ 歯科医師及び歯科衛生士による技術的助言と指導（適宜）

- ・ 口腔ケアスキルアップのための研修会の開催（年1回以上）
- ・ OHA Tを用いた口腔内アセスメントに基づく、個々の口腔内環境に合わせた口腔ケアの実践（必要な利用者に対して）

3. 社会、地域との関係の継続

利用者の生活が事業所やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援するよう以下の取り組みを行います。

3-1 運営推進会議の開催

利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を開催します。

《具体的な取り組み》

- ・ 行政、消防、地域住民代表者、ご家族代表者、地域包括支援センター、有識者で組織する運営推進会議の開催（年6回）

3-2 ボランティアの積極的受け入れ

社会、地域との関係構築の一環として、ボランティアを積極的に受け入れます。

《具体的な取り組み》

- ・ 社会福祉協議会と連携し、各種ボランティアの積極的な受け入れ（介護支援ボランティア、演芸ボランティア、その他）

3-3 地域行事への参加支援

地域社会で行われる様々な行事や活動について、感染症蔓延状況や利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加出来るよう、支援を行います。

4. 生活・ケア環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境、ケア環境の整備を行うよう以下の取り組みを行います。

4-1 生活要望の実現

利用者の生活要望が速やかにサービスに結び付く体制を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 会議、委員会、担当者会議で、生活要望を確認する。

4－2 アクティビティプログラム、クラブ活動等の充実

利用者の視点に立ったアクティビティプログラム、クラブ活動等の企画・運営を計画的に行います。

《具体的な取り組み》

- ・ 別紙年間予定に基づき実施

4－3 プライバシーが確保された空間の整備

個室はもとより、トイレ・浴室等についてもプライバシーが確保されるよう配慮を行います。

《具体的な取り組み》

- ・ P E A P 指標を取り入れた環境評価（年2回）

4－4 快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するよう、P E A P の視点を
用い、より良い環境の実現に努めます。

《具体的な取り組み》

- ・ P E A P 指標を取り入れた環境評価（年1回）

4－5 防災設備の維持管理

防災対策委員会、担当が中心となり、日々の防災設備点検を行い、機能維持に努めます。

《具体的な取り組み》

- ・ 防災チェック表を用いた防災設備、環境点検の実施（毎日）

4－6 実効性のある非常災害計画に基づく訓練の実施

防災対策委員会が中心となり、有事の際に、非常災害計画に基づき、迅速な対応できるよう、各種訓
練や体制整備を行います。

《具体的な取り組み》

- ・ 事業所避難訓練（年2回以上）
- ・ 地震避難訓練（年1回以上）

4－7 感染症対策の強化

コロナウイルスをはじめとして、感染症蔓延に対する予防喚起や情報周知、予防対策の徹底、感染症
発生時の対応が速やかに行われるよう体制を整備します。

《具体的な取り組み》

- ・ 感染症予防対策委員会、担当が中心となり、以下を実施する。
 - 1) 事業所内でスタンダードプリコーションが適切に行われていることを確認する。
 - 2) 感染症蔓延に対する予防喚起、情報周知を行う。
 - 3) 人材育成推進担当と連携し、年2回以上の感染症対策研修を企画、実施する。
 - 4) 感染症発生時の対応。

4－8 衛生的な環境の整備、設備・備品の整備

館内全体の衛生が保たれるよう、衛生的な環境の整備、設備・備品の整備を実施します。また、物内の温・湿度管理の徹底、設備・備品の安全点検を行い、安心して生活出来る環境を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 衛生チェックの実施（月1回）
- ・ 衛生担当者が中心となり、事業所内巡視の実施（週1回）

5. 共生型社会の推進

小規模多機能型居宅介護支援事業所が持つ設備やマンパワーを地域へ還元し、共生型社会の推進に主体的に関わるよう、以下の取り組みを行います。

5－1 多様な関係機関との連携・協働

地域住民の生活の質の向上に向けた取り組みの一環として、多様な関係機関との連携・協働体制を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 他の社会福祉法人や社会福祉協議会及び保健・医療機関、NPO法人、市民団体等との連携・協働、各種会議、研修会の積極的参加。

5－2 事業所機能の活用

事業所の機能を活用し、地域住民と利用者の交流を推進します。

《具体的な取り組み》

- ・ 各種イベント（座談会、勉強会等）の実施
- ・ 地域住民へ事業所行事の案内。
- ・ 利用者の交流を推進できる行事等の企画、実施。
- ・ 近隣保育所との交流を深めるイベントの企画、実施。

6. 公益的取り組みの推進

6-1 公益的活動の推進

社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズに対し、組織的かつ継続的に活動を推進します。

《具体的な取り組み》

- ・ ボランティア、福祉人材の育成（実習生の受け入れ、介護等体験など）
- ・ 認知症サポーターの養成、活動支援
- ・ サロン活動、居場所づくりの取り組み
- ・ 災害に備えた取り組み（BCP、災害対応、地域住民に対する支援への備え、地域防災協定等）
- ・ 義援金受付箱の設置
- ・ 環境美化活動
- ・ 地域のつながり、地域再生を意図した夏祭りや地域交流事業の実施
- ・ 介護予防教室をはじめとする地域の人びとに対する講座等の開催
- ・ 事業所登録解除者に対する継続的な支援
- ・ その他必要な事項

6-2 地域における多様な生活課題への取り組み

地元自治会と連携し、多様な生活課題の解決に取り組みます。

《具体的な取り組み》

- ・ 地域ケア会議の参加
- ・ 町内会運営への参画
- ・ 町内会活動への参加（ゴミ拾い・防犯、防災活動、夜回り活動など）

6-3 相談機能の充実

地域の「福祉の総合相談窓口」として、入居相談のみならず、多様な相談に応じる体制を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 各包括、居宅介護支援事業所への事業所機能周知
- ・ 町会への周知
- ・ 総合相談会の開催

6-4 環境保全活動の推進

環境保全活動の推進へ向けて、事業所内外での取り組みを推進します。

《具体的な取り組み》

- ・ 事業所内の電力・水道・灯油等の適正利用。
- ・ 事業所内の敷地に自然が溢れる空間となるよう、ガーデニング等の実践。

7. 説明責任の徹底

利用者様、ご家族様、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たす為に、以下の取り組みを行います。

7-1 情報の開示

透明性のある運営を行うため、利用者様やご家族、地域に対して必要な情報を開示します。

《具体的な取り組み》

- ・ 以下を掲示及び開示します。
 - 1) 運営規程
 - 2) 苦情申出窓口設置のご案内
 - 3) プライバシーポリシー
 - 4) 財務書類
 - 5) 各種指針
 - 6) 運営推進会議議事録
 - 7) 事業所運営情報

7-2 事業所情報の提供

広報機能の強化、事業報告会等を開催し、事業活動、提供するサービスの内容、公益的取り組みの実施状況等について、随時、発信します。

《具体的な取り組み》

- ・ 広報誌の発行（月1回）
- ・ ホームページの整備と更新。（随時）
- ・ SNSを活用した広報活動（随時）
- ・ 運営推進会議の開催と議事内容公表。（年6回）

7-3 苦情・相談内容等の公表・説明

サービスに関する苦情・相談について、申出者に適切な説明を行うと共に、必要に応じて、対応結果を公表します。

《具体的な取り組み》

- ・ 相談苦情対応フローに基づく対応
- ・ 対応経過及び結果の公表（申出者の同意があった場合）

8. 働きがいのある職場の実現

円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場づくりを進めるため、以下の取り組みを行います。

8-1 キャリアパスの実践

職員自らが率先して研修や勉強会に参加出来る環境を整えます。

《具体的な取り組み》

- ・ 事業所内研修の実施（別掲）
- ・ 法人外研修への参加（都度、参加命令）

8-2 コミュニケーションが取りやすい組織風土

管理者、上司、部下、同僚間等それぞれの関係で、円滑で良好なコミュニケーションをとりながら、業務を進める組織風土の醸成を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・ 体系的な会議・委員会活用の実践（別掲）
- ・ 社内ネットワークを活用した申し送り等のシステムを構築
- ・ 事業所全体で、地域行事等への積極的な参加・支援
- ・ 職員間コミュニケーションを図る為の取り組み

8-4 労働衛生環境の整備

衛生管理者（衛生推進委員会）が中心となり、スタッフの健康を維持する為、以下を実践します。

《具体的な取り組み》

- ・ 労働衛生に関する情報周知（随時）
- ・ 「職場労働環境チェックシート」を用いた労働環境や作業環境の評価、改善。（年2回）
- ・ ケアワーカーに対して、就業時の腰痛予防体操実施を義務付ける。
- ・ 腰痛検査の実施。（年2回）
- ・ 健康診断の実施（年1回、夜勤を行うスタッフについては、年2回）
- ・ 季節性インフルエンザ予防接種の実施（原則全員、会社負担、年1回）
- ・ その他必要な予防接種の実施（都度）
- ・ 過重労働となっていないか、休暇取得率の管理、時間外勤務の管理を行い、必要に、応じて適宜、面談を行う。

- ・ 腰痛の発生や、労働災害に繋がることがないようにケアにおける作業標準を定める。

9. 人材の育成

常に専門的知識・技術の向上に励み、次世代を担う後進の人材の良き手本となり公正で誠実な態度で育成に努めます。また、当事業所では、以下の5つの職員像を目指します。

【目指すべき職員像】

- ・ 常に利用者の役割を考え、役割をデザインすることが出来る職員
- ・ 能動的に考え、行動することの出来る自律した職員
- ・ 自身のバイアス（思考傾向）にとらわれず、俯瞰して考えることが出来る職員
- ・ 愚痴ではなく、建設的な意見として述べる事が出来る職員
- ・ 自らの「楽」（らく）を選ぶのではなく、端（みんな）の「楽」（たのしい）を優先出来る職員

9-1 実習生等の受け入れ体制整備

実習生等に対し、体系的なプログラムを実施する為の体制を整備します。

《具体的な取り組み》

- ・ 人材育成推進担当が中心となり、体系的に整備された実習プログラムを作成する。
- ・ 作成されたプログラムは、実習に関わる全職種へ周知し、実習受け入れに対しての理解を図る。

9-2 人材育成システムの確立

事業所内で体系的に人材育成がなされるよう、システムを確立し、実行します。

《具体的な取り組み》

- ・ 人材育成推進担当が中心となり、人材育成プログラムを作成する。